

舵に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

舵に関する事項

改正理由

IACS 統一規則(UR)S10 では、舵、シューピース及びラダーホーンについて規定しており、本会もこれを鋼船規則に取入れている。

IACS は、UR S10 の一部の要件について見直し、その結果、舵の許容応力やコーンカップリングの許容面圧等に関する規定等を改め、2018 年 5 月に UR S10(Rev.5)として採択した。

このため、UR S10(Rev.5)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ラダートランクに使用する鋼材の要件を改めた。
- (2) 舵心材の切込み部分周辺の許容応力を改めた。
- (3) コーンカップリング部の許容面圧を改めた。
- (4) ガジヨンの外径に関する要件を改めた。
- (5) コーンカップリング部の最小押込み長さに関する規定を改めた。

改正条項

鋼船規則 C 編 2.2.5, 2.2.8, 3.6.3, 3.7.1, 3.8.4, 3.9.2

鋼船規則 CS 編 2.2.7, 3.6.3, 3.7.1, 3.9.4, 3.10.2

鋼船規則検査要領 C 編 C2.2.5, C3.1.4, C3.4.1, 図 C3.4.1-6.